

規制基準の内容

規制基準は平成29年4月1日から適用されます

規 制 基 準	内 容
1 家畜排せつ物貯留施設について、施設本来の目的及び機能が損なわれないよう施設の維持管理と適正な使用を行うこと。	次の事項を遵守すること。 1 施設の定期的な点検を行い、破損や故障があるときは遅滞なく修繕を行うこと。 2 施設を本来の目的どおりに適正に使用すること。
2 スラリー及び堆肥のほ場への散布は、適切に実施すること。	次の事項を遵守すること。 1 ほ場に積雪があるときやほ場の土壌が凍結している時に散布を行わないこと。 ただし、土壌凍結の有無の判断は、次のとおりとする。 (1) 関係機関が実施する積雪・土壌凍結深の定点調査等を参考に、町が、地区の状況を判断する。 (2) 地区内において土壌凍結の状況に差がある場合は、町が、ほ場を個別に調査・確認の上、判断する。 2 作付け予定のない裸地には実施しないこと。 3 地形や気象に十分注意し、河川に流入しないよう次の事項に配慮して実施すること。 (1) 公共用水域等の近隣を避けて散布すること。 (2) 急傾斜地には散布しないこと。 (3) 大量の降雨時には散布しないこと。
3 スラリー及び堆肥のほ場への過剰な施用はしないこと。	スラリー及び堆肥のほ場への施用は、ほ場個々の土壌成分に見合う量とし、適正限界を超える過剰な施用はしないこと。

規 制 基 準	内 容
4 堆肥等の利用及び保管は、適正に実施すること。	次の事項を遵守すること。 1 野積みによる堆肥の保管はしないこと。 堆肥を堆積できるのは、すぐに施用する場合に限り、次に該当する場合は認められない。 (1) 期間にかかわらず、堆肥の水分調整や堆肥舎等の容量不足を理由には場等に堆積する場合 (2) すぐに堆肥をほ場に施用せずに、秋や翌春の施用に向け、前もってほ場等に堆積する場合 (3) 公共用水域等の近隣に堆積するなど公共用水域等への汚染のおそれがあると認められる場合 2 堆肥をほ場に移動し保管するときは、防水シートで覆うなど家畜排せつ物法の管理基準に基づく適正な保管を行い、かつ、公共用水域等の近隣を避けるなど公共用水域等への汚染のおそれがないようにすること。 3 素掘りによる家畜排せつ物の貯留はしないこと。
5 堆肥舎や堆肥盤から出る排汁は、適切に管理すること。	堆肥舎や堆肥盤から出る排汁は、排汁溜に貯留するなど施設周辺に流れ出ないよう適切に管理すること。
6 パドック内の家畜排せつ物は、適切に管理すること。	次の事項を遵守すること。 1 パドック内に家畜排せつ物を堆積したり、凹地に液状の家畜排せつ物を溜めないこと。 2 パドックは泥濘化しないよう適切に管理すること。
7 家畜の飲水のために河川に家畜を侵入させないこと。	
8 公道を堆肥やスラリーで汚さないこと。また、汚した場合は、速やかに清掃除去すること。	
9 スラリー及び堆肥のほ場への散布に当たっては、日常生活や観光産業の妨げにならないよう配慮すること。	散布に当たっては、時間帯や状況などに配慮し、悪臭などが町民の日常生活や観光の妨げにならないよう配慮すること。

規 制 基 準	内 容
10 雑排水は、公共用水域等に流入させないこと。	雑排水を故意か否かにかかわらず、公共用水域等に流入させないこと。
11 雑排水を適切に処理する設備を設けること。	
12 雑排水の処理施設は、施設本来の目的及び機能が損なわれないよう施設の維持管理と適正な使用を行うこと。	次の事項を遵守すること。 1 雑排水の処理施設の使用に当たっては、機能が適正に維持されるよう点検と管理を行うこと。 2 施設を本来の目的どおりに適正に使用すること。
13 公共用水域等に排水する場合は、法令等で定められた基準を遵守すること。	公共用水域等に雑排水を排水する場合は、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）等で定められた基準を遵守すること。
14 廃棄乳は、適正に処理すること。	次の事項を遵守すること。 1 廃棄乳をほ場や公共用水域等に投棄しないこと。 2 廃棄乳を雑排水処理施設で処理しないこと。
15 化学肥料の過剰施肥はしないこと。	化学肥料の施肥は、土壌診断や施肥基準等に基づく土壌養分に見合う量とするなど、適正な肥培管理をすること。
16 サイレージ調整施設から出る排汁は、適切に処理すること。	次の事項を遵守すること。 1 排汁が流出するなどして、サイレージ調整施設の周辺が汚染されないようにすること。 2 排汁槽を設けるなど、排汁の適正な管理と利用を行うこと。

規 制 基 準	内 容
17 乳牛の飼養規模は、家畜排せつ物が適正に管理及び処理できる範囲とすること。	乳牛の使用規模は、以下の算式で算定される単位面積当たりの換算頭数を 2.13 頭／h a 以内とすること。ただし、次に掲げる事項を総合的に勘案した結果、国が定める環境基準を超えるおそれがなく、かつ健全な畜産環境の保持に努めていると認められる場合はこの限りではない。 1 牛の預託や堆肥等の広域利用の状況 2 家畜排せつ物の管理、保管の状況及び処理計画等 3 公共用水域等への汚染につながるおそれのある地形的な状況 4 その他公共用水域等への汚染につながるおそれのある状況 単位面積当り換算頭数（頭／ha）＝ A ÷ B A：換算頭数（単位：頭）＝ 搾乳牛頭数（2産以降）＋搾乳牛頭数（初産）×0.78 ＋育成牛頭数（初生から未經産）×0.55 B：当該経営体から排出される家畜排せつ物を還元することが可能なほ場面積の合計（単位：ha）

平成 29 年 3 月 31 日に別海町畜産環境に関する条例施行規則の一部を改正しています。
別海町告示第 93 号（下線部分が一部改正を行った箇所になります。）